平成２３年（フ）第５６号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目２番36号
石塚マンション２階山崎方
債務者　平野真由美
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６８号
札幌市白石区栄通17丁目８番26号　エクセル2000―203号
債務者　長沼　淳二
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４号
札幌市北区北23条西３丁目１番27号　ウェイトン23　410号
債務者　永井　絹恵（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７７号
札幌市豊平区平岸４条９丁目１番３―712号
債務者　河尻　榮子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１００号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根和光545番地３
債務者　安齋　広行
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１０１号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根和光545番地３
債務者　安齋　悦子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１０２号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字杉ノ堂19番地１６号、旧住所岩手県北上市村崎野14地割243番地３　ジョイカームＢ102
債務者　酒井　　茜
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第９２２号
埼玉県入間市河原町５番４号　３Ｆ
債務者　沖　　寿雄
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９９０号
埼玉県所沢市北所沢町2011番地の２　ダイアパレス新所沢205
債務者　野口　正美
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９９１号
埼玉県所沢市北所沢町2011番地の２　ダイアパレス新所沢205
債務者　野口かおり
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９９２号
埼玉県所沢市中新井１丁目950番地の10
債務者　長谷川禮子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６７号
埼玉県鶴ヶ島市富士見１―20―30　グリーンヒルズ101、住民票上の住所栃木県真岡市熊倉町4973番地10
債務者　長谷川隆広（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７１６号
新潟市中央区栄町１丁目4954番地
債務者　黒田　英里
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２１号
新潟市東区秋葉通２丁目3722番地238　市営住宅Ｉ棟304号
債務者　拝野　千秋
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７６０号
新潟市中央区日の出３丁目７番１号　パレ・ドール日の出602号
債務者　鈴木美哉子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４号
岐阜県多治見市池田町４丁目31番地の２　コーポ池田103
債務者　藤井　　徹
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１６号
愛知県一宮市大赤見字大山７番地　市営大山住宅226号
債務者　千坂　正和
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部